

御嶽山国定公園(仮称)指定記念事業 広報資材制作業務 仕様書(案)

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一(以下「委託者」という。)が行う、御嶽山国定公園(仮称) 指定記念事業 広報資材制作業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

御嶽山国定公園(仮称)指定記念事業 広報資材制作業務

2 目的

令和8(2026)年に予定されている「御嶽山国定公園(仮称)(以下、「御嶽山国定公園」と表記するものは全て仮称である)」指定を契機として、長野県及び岐阜県が協働して公園の魅力及び意義を広く発信するため、両県が共通して使用するロゴマーク、キービジュアル及びキャッチコピーを制作する。また、制作したロゴマーク等を使用して、普及啓発及び記念式典等において両県が共同で使用する広報物を制作する。

3 履行期間

契約日から令和8年3月16日まで

4 事業概要

御嶽山国定公園指定後の広報に使用する、以下の広報資材を制作する。いずれも長野県及び岐阜県が共同で使用することを前提とする。

5 委託業務内容

(1)企画提案評価会議において①から③について総合的に最も支持を得たものを成案として採用する。

①ロゴマーク(専用フォント付)候補案の制作

ロゴマークの候補案を3案用意し、以下の条件を満たすロゴデザイン案を制作すること。

- ・御嶽山国定公園を象徴する統一的なもの
- ・「御嶽山国定公園」及び「Ontake Quasi-National Park」を使用したロゴタイプを含むもの
- ・インバウンド来訪者を含む多様な利用者に対応するため、直感的に認識できるもの
- ・別紙「御嶽山国定公園について(長野県・岐阜県)」を参考に、御嶽山の歴史や文化、自然環境などについて、両県の視点を反映した特性・価値等が感じ取れるもの
- ・大小さまざまな大きさで使用される場合の視認性を考慮したもの
- ・道路や登山道などに設置される現地の道標・案内板・標識等に使用される場合、屋外で遠方からの 視認性を考慮したもの
- ・さまざまな媒体、用途で使用されることを想定し、汎用性の高い、正円に近い形を基本形としたもの
- ・デジタル、印刷、モノクロなど各種媒体条件下で再現性を確保できるもの

想定されるロゴの利用シーン

- 道標等
 - ・標識、案内サイン板等
- デジタル媒体
 - ・SNS 等のアイコン、画像のウォーターマーク、プロモーション映像等
- 印刷媒体
 - ・関連事業のチラシ、パンフレット、ポスター等
 - ・懸垂幕、タペストリー、バナーフラッグ、のぼり旗、卓上のぼり旗等
 - ・県が制作する各種印刷媒体（告知的に掲載）
- 商品等
 - ・オリジナルグッズ（ノベルティ等）

②キービジュアル候補案の制作

キービジュアルの候補案を2案用意し、以下の条件を満たすキービジュアルデザイン案を制作すること。

- ・ロゴ及びキャッチコピーを基軸とし、別紙「御嶽山国定公園について（長野県・岐阜県）」を参考に、御嶽山の歴史や文化、自然環境などについて両県の視点を反映した特性・価値等が感じ取れるもの
- ・インバウンド来訪者を含む多様な利用者に対応するため、直感的に認識できるもの
- ・言語に大きく依存しない視覚的な訴求力があるもの
- ・両県が実施する事業に加え、市町村、民間企業・団体、教育機関、任意団体等が実施する連携事業（イベント、商品等）でも使用されることを想定したもの
- ・縦長構成を基本形としつつ、横長、正方形など多様なデザイン形式に対応できるもの
- ・大小さまざまなサイズで視認性を確保できるもの
- ・デジタル、印刷、モノクロなど各種媒体条件下で再現性を確保できるもの

想定されるキービジュアルの利用シーン

- 印刷媒体
 - ・関連事業のチラシ、パンフレット、ポスター等
 - ・懸垂幕、タペストリー、バナーフラッグ、のぼり旗、卓上のぼり旗等
(※キービジュアルと統一性のある配色)
 - ・県が制作する各種印刷媒体（告知的に掲載）
- 商品等
 - ・オリジナルグッズ（ノベルティ等）

③キャッチコピー候補複数案の制作

国定公園指定の意義及び長野県・岐阜県の協働を象徴・表現する共通のキャッチコピーを複数案用意する。

想定されるキャッチコピーの利用シーン

- 印刷媒体
 - ・関連事業のチラシ、パンフレット、ポスター等
 - ・県が制作する各種印刷媒体（告知的に掲載）
- デジタル媒体
 - ・プロモーション映像等

④広報物のデザイン及び制作

上記のデザインをもとに、以下の広報物をデザイン及び制作をすること。

制作物	のぼり旗	卓上のぼり旗	ポスター	タペストリー	懸垂幕・横断幕
制作数	300枚	700個	200枚	4枚	デザインデータ
仕様	60*180 cm (旗のみ) フルカラー ポンジ	10*30 cm 台座・ポール付き フルカラー ポンジ	A1サイズ フルカラー 光沢紙 135kgまたは180kg	90*180 cm 屋外に適した素材 フルカラー	一式 ・120*650 cm (懸垂幕案) ・600*120 cm (横断幕案)

⑤ロゴ(専用フォント付)、キービジュアル及びキャッチコピーの使用マニュアルの作成

さまざまな主体がさまざまな環境・媒体で使用する際にも、統一性のある発信がなされるよう、使用マニュアルを作成すること。(色、背景、余白、サイズ、その他留意事項や禁則等)

6 事業全体のスケジュール案

- 令和8年1月下旬 契約締結、候補案デザインのブラッシュアップ、使用マニュアル作成開始
2月中旬 デザインデータ及び使用マニュアル提供、広報物作成開始
3月中旬 広報物納品

7 成果品

以下を納品すること。

- (1) 採用案のAIデータ、PNG、透過PNG
- (2) 採用案のデザイン説明シート
- (3) 使用マニュアルのPDF及びAIデータ
- (4) 広報物一式(のぼり旗、卓上のぼり旗、ポスター、懸垂幕・横断幕のデザインデータ)

8 その他留意事項

- (1) 制作体制及び調整方法
 - ア 本事業の契約及び実施主体は長野県とする。
 - イ 岐阜県との共同制作業務とし、制作過程においては、両県合同による担当者会議を設け、デザイン案の検討及び決定を行う。
 - ウ 長野県は制作業者の調整、進行管理及び成果物の取りまとめを行うものとする。
- (2) 著作権の取扱い
 - ア 本事業における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者である長野県及び岐阜県に帰属し、長野県及び岐阜県が著作権を共有するものとし、長野県及び岐阜県は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)に限っては、受託者に留保するものとし、この場合、長野県及び岐阜県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
 - イ 制作に当たっては、第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において確認及び調整を行いながら実施すること。また、利用に当たっては、版権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が一次的かつ継続的に発生する場合は、受託者が負担すること。

ウ 受託者は、本事業に関する成果物について著作者人格権を行使しないものとする。

(3) その他

ア 業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況を委託者に報告すること。また、スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

イ 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑惑が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

ウ 検査、条件変更、個人情報の取扱いについては、業務委託契約書の規定によるものとする。

エ 提出された企画提案書は、企画提案評価会議での評価に加え、事前意見交換の参考資料として、関係者に共有する場合があります。共有は審査目的に限り、複製・転載は行いません。企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。なお、事前意見交換の目的に限り、長野県及び岐阜県の関係者へメールで共有を行うことがあります。